

令和3年宮崎市総合事業の費用の改定に関するQ&A集

	サービス種別	質問	回答	回答日等
1	1 介護予防型訪問サービス費 4 介護予防型通所サービス費	月当たりの包括単位と1回当たりの単価は、どちらを算定するのか。 例えば、介護予防型訪問サービスが4回以下の実績だった場合、どの単価を算定することになるのか。	通常のサービス提供においては、 月当たりの包括単位を使用 をお願いします。 質問の例では、「訪問型サービス費(I) 1,176単位」を算定し、1回当たりの単価は算定しません。	R3.4.14
2	1 介護予防型訪問サービス費 4 介護予防型通所サービス費	1回当たりの単価は、どのようなときに算定するのか。	平成29年度の総合事業移行時から、介護予防型訪問サービスおよび介護予防型通所サービスにおいて月当たりの包括単位のほかに利用1回ごとの出来高の単価を定めましたが、これは指定事業者等による多様なサービスを組み合わせること等を想定して設定しております。 1回当たりの単価によるサービス提供については、自立支援型地域ケア会議等を通じて必要性を検討し、必要に応じ算定できるものとしています。	R3.4.14
3	1 介護予防型訪問サービス費 4 介護予防型通所サービス費	1回当たりの単価を算定したことがある場合、過誤申立および再度請求が必要か。	不要です。	R3.4.14
4	1 介護予防型訪問サービス費 4 介護予防型通所サービス費	届出が必要な加算等の手続きはどうすればいいのか。	【総合事業】宮崎市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者(訪問型サービス・通所型サービス)に係る指定届出様式をご覧ください。 (ホーム>産業・事業者>福祉>介護保険)	R3.4.14
5	2 訪問型家事援助サービス費	初回加算について、2カ月以上休止した場合は初回加算の算定が可能か。	お見込みのとおり。訪問介護の初回加算の算定要件に準じ、利用者が過去2月間(暦月)に、家事援助サービス提供事業所から家事援助サービスの提供を受けていない場合に算定可能です。	R3.9.8